

○ 愛知県都市職員共済組合会議規則

(昭和 37 年 12 月 1 日)
(昭和 37 年 規則 第 3 号)

改正 平成 25 年 2 月 28 日規則第 1 号
平成 27 年 2 月 27 日規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、愛知県都市職員共済組合定款（昭和37年愛知県都市職員共済組合公告第 1 号）第22条の規定に基づき組合会の運営について必要な事項を定めるものとする。

(平25規則1・一部改正)

(参集)

第 2 条 議員は、招集の当日開会定刻前に会場に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。

2 議員は、事故のため出席できないとき、又は遅刻するとき、その理由をつけ、当日の会議時刻までに議長に届け出なければならない。

(議席)

第 3 条 議員の議席は、一般選挙後最初の会議において、議長が定める。一般選挙後新たに選挙された議員の議席は、議長が定める。

(会議の開閉)

第 4 条 会議の開閉は、議長が宣告する。

(議題の宣告)

第 5 条 会議に付する事件を議題とするときは、議長はその旨を宣告する。

第 5 条の 2 削除

(平 25 規則 1・追加、平 27 規則 1・削除)

(発言)

第 6 条 発言はすべて議長の許可を得た後、議席で発言しなければならない。

2 会議において発言しようとする者は、挙手又は起立して「議長」と呼び、事故の所属市及び氏名を告げ、議長の許可を得なければならない。

3 発言は、すべて簡明にするものとし、議論外にわたり、又はその範囲をこえてはならない。

(表決)

第 7 条 議長は、表決をとろうとするときは、表決に付する議題を会議に宣告する。

2 議員は、議長が表決に付する旨を宣告した後は、その議題について発言することができない。

3 議長は、表決をとろうとするときは、挙手又は起立させ、その多少を認定して可否の結果を宣告する。

4 議長は、議題について異議の有無を会議にはかり、異議がないと認めるときは、議長は、前項の規定にかかわらず可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対し

て出席議員から異議があるときは、議長は、前項の方法で表決をとらなければならない。

(規律の保持)

第8条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

(会議録署名者)

第9条 会議録に署名する議員は、2人とし、議長が会議において指名する。

(委任)

第10条 この規則の疑義は、議長が決める。ただし、異議があるときは、会議にはかかって決める。

2 組合会の運営について必要な事項は、議長が決める。

附 則

この規則は、昭和37年12月1日から施行する。

附 則 (平成25年2月28日規則第1号)

この規則は、公告の日から施行する。

附 則 (平成27年2月27日規則第1号)

この規則は、公告の日から施行する。